

和歌山県産和牛消費拡大対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、和歌山県内における和歌山県産ブランド和牛（熊野牛、紀州和華牛。以下「県産ブランド和牛」という。）の持続的な生産及び県産ブランド和牛肉の安定的な供給、販売促進を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「熊野牛」とは、熊野牛認定委員会が制定する熊野牛認定要領第2条（熊野牛の定義）において定められているものとする。
- 2 この要綱において「紀州和華牛」とは、紀州和華牛協議会が制定する紀州和華牛協議会規約第3条（定義）において定められているものとする。
- 3 この要綱において「事業実施主体」とは、熊野牛については「和歌山県熊野牛協議会」、紀州和華牛については「紀州和華牛協議会」とする。
- 4 この要綱において「食肉事業者等」とは、県産ブランド和牛肉及びその加工品等を新規需要開拓・販売しようとする事業者とする。
- 5 この要綱において「実需者」とは、主に県内の消費者に対し、県産ブランド和牛肉を直接販売・提供する小売、外食、宿泊施設等とする。
- 6 この要綱において「県産ブランド和牛肉」とは、県産ブランド和牛の枝肉（同一個体から得られる左右で一对となる半丸枝肉の両方をいう。以下同じ。）から得られる大分割4部位（「まえ」、「ともばら」、「ヒレ付きロイン」及び「もも」をいう。）、大分割4部位を脱骨・整形した11の部位（「かた」、「かたロース」、「かたばら」、「ともばら」、「ヒレ」、「リブロース」、「サーロイン」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」及び「そともも」をいう。）に分割した肉又はこれらを更に分割した肉（ステーキ状、ダイス状又はスライス状に分割された肉を含み、挽き肉及び端材を除く。）であって、個体識別番号が確認できる和牛肉とする。
- 7 この要綱において「ロイン」とは、前項の11部位のうち「ヒレ」、「リブロース」及び「サーロイン」（これらの部位のうち2つ以上の部位をあわせたものを含む。）並びにこれらの部位に由来する県産ブランド和牛肉とする。

8 この要綱において「ロイン以外」とは、7項の11部位のうち前項の「ロイン」を除いた部位（該当する部位のうち2つ以上の部位をあわせたものを含む。）及び該当する部位に由来する県産ブランド和牛肉とする。

（補助対象事業）

第3 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、県産ブランド和牛の消費拡大に向けて、事業実施主体が、食肉事業者等による実需者への県産ブランド和牛肉の販売等の取組に対して、補助金を交付する事業とする。

（補助対象経費）

第4 補助金の交付対象となる経費は、事業実施主体が食肉事業者等に交付する補助金及び補助金を交付するために必要な経費とし、補助単価等は別表のとおりとする。

（交付申請）

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	各1部
収支予算書	別記第2号様式	

2 前項の提出書類は食肉事業者等より提出のあった同意書、消費拡大計画書等の写しを参考書類として添付し提出すること。

3 この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）本事業は事業実施主体から食肉事業者等への補助金の支払いの完了をもって完了とする。当該年度の3月25日までに食肉事業者等への支払いを完了しなければならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の 30 パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 前号のイに該当しない経費の配分の変更又は総事業費の変更については、実績報告をもって代えることができる。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業実施主体及び食肉事業者等は、本補助金にかかる証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアの規定により減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第 3 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第 7 第 6 の（2）のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、和歌山県産和牛消費拡大対策事業中止（廃止）承認申請書（別記第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第 8 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、和歌山県産和牛消費拡大対策事業変更交付申請書（別記第 5 号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 9 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第 1 号様式	各 1 部	補助事業完了後 30 日以内 又は当該年度の 3 月 2 5 日 のいずれか早い日
収支精算書	別記第 2 号様式		

4 別表 2 に定める経費に係る書類を添付書類として提出すること。

(概算払)

第 1 0 事業実施主体は、規則第 16 条第 2 項の規定による概算払を受けようとするときは、和歌山県産和牛消費拡大対策事業補助金概算払請求書（別記第 6 号様式）にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(その他)

第 1 1 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。

別表 1（第 4 関係）

対象経費	補助単価等
事業費 ・ 下記の計算による食肉事業者等への補助金額の総額 「食肉事業者等から提出のあった県産ブランド和牛肉に係る消費拡大計画書（要領第 2 号様式）の申請重量（販売量）に右記の単価を乗じた金額」	ロイン ： 1,800 円/kg ロイン以外： 600 円/kg （ いずれも実需者等へ販売された県産ブランド和牛肉の重量ベース） 1 事業者あたりの補助上限金額は 1,500 千円とする。
事務費 ・ 事業計画書に基づき、本事業を円滑に推進するために必要な経費	人件費： 1 時間当たり 1,700 円とし、上限金額は 150 千円とする。 通信費、振込手数料、印刷製本費、その他知事が必要と認める経費： 実費。ただし、上限額は 150 千円とする。